

（突入防止装置）

第24条 突入防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 自動車（次号に掲げる自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される被牽引自動車（後車輪が1個の自動車に限る。）、後車輪が1個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、協定規則第58号の規則2. 3. (a)に限る。）に定める基準に適合すること。
 - 二 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3. 5tを超えるもの及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、協定規則第58号の規則7. 又は25. 5. から25. 9. までに定める基準に適合すること。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第58号の規則25. 7. 中「2m」とあるのは「1. 5m」と読み替えるものとする。
- 2 保安基準第18条の2第3項本文ただし書の告示で定める構造の自動車は、次に掲げるいずれかの自動車とする。
- 一 前項第1号の自動車であって協定規則第58号の規則2. 3. (b)又は次号イからハまでに掲げる要件に適合する構造部を有するもの
 - 二 前項第2号の自動車であって次に掲げる要件に適合する構造部を有するもの
- イ 車体後面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下同じ。）が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm（車両総重量が8t以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100mm）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。ただし、車両総重量が8t以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60%以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1, 500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上）であればよい。
 - ロ 車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm（車両総重量が8t以下の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1, 500mm以下のものに限る。）にあっては600mm）以下のもの
 - ハ 車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1, 500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下のもの
- 三 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式

クレーンであって、車両後面の構造部の平面部と空車状態において地上2,000mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であるもの

四 次に掲げる自動車のうち、その構造上協定規則第58号の規則2.3.(b)に定める基準に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの

イ 除雪に使用される自動車

ロ 消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの

3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第4項の告示で定める基準は協定規則第58号の規則16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定による装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第58号の規則16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、突入防止装置の平面部から車体後面（車体後面からの突出量が50mm以上のフック、ヒンジ等の付属物を有する自動車にあっては当該付属物の後端から前方50mm）までの水平距離は、試験荷重を負荷しない状態で300mm以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で400mm以下（車両総重量が8t以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては試験荷重を負荷した状態で400mm以下。被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。）に限る。）にあっては、試験荷重を負荷しない状態で200mm以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で300mm以下）とすることができ、突入防止装置の下縁の高さは、空車状態において地上450mm以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては地上500mm以下）となるように取り付けられていること。ただし、自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が2,550mm（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては2,260mm）を超えるもの、コンクリート・ミキサー車、土砂その他のばら積みの貨物を積載することができる煽を備える荷台を有し、かつ、それが傾斜することによって土砂その他のばら積みの貨物を重力により落下させることができる自動車（以下「ダンプ車」という。）、2以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車、突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車にあっては、地上550mm以下であればよい。